

Weekly コラム

令和3年10月26日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO法人SKC企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

スマートフォン決済アプリを利用した納税方法の注意点！

すでに東京都等の地方自治体では、スマートフォンを使用して納税することが可能になっております。

具体的には、自動車税のほか、固定資産税、不動産取得税、個人事業税、法人都民税・法人事業税の納税の際、スマートフォン等にスマートフォン決済アプリをインストールし、必要事項を登録した上で、アプリの請求書払いを選択し、納付書に印字されたバーコードを読み込んで支払い手続きします。

なお、2022年1月からは国税に関しても、スマートフォン決済アプリを利用した納税が可能となります。

これまでクレジットカードでの支払いが可能でしたが、クレジットカードで支払う場合には納税金額に応じて手数料(80円～)が必要になるのに対して、スマートフォン決済アプリを利用した納税の場合には、決済手数料がかかりません。

利用するに当たっての注意点は、利用するアプリによって異なりますが、納付書1枚あたりの合計金額が30万円(au PAYは25万円)以下と制限があります。

合計金額とは、延滞金・加算金を含めた額をいい、上限金額を1円でも超えると納付書にバーコードが印字されず、スマートフォン決済アプリによる納付ができなくなり、一旦支払い手続きを完了すると、取り消しができませんので、ご利用になる方はご注意ください。

また、納付書に印字されているバーコードをアプリで読み取る必要があるため、納付書にバーコード印字がない場合には、バーコード印字された納付書を取り寄せる必要があります。

すでに口座振替で納税を行っている場合は、口座振替の利用停止手続きを行った上で、納付書を取り寄せなければならない点や、あらためて口座振替を利用する場合には再度申込みが必要になります。

その他、領収証書が発行されず、納税証明書が発行可能となるまでに時間がかかるため、すぐに納税証明書が必要な場合や、自動車税種別割の場合で、車検が近い人等すぐに車検用等納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で支払う必要がありますので、あわせてご利用になる方はご注意ください。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。